

公 示 送 達 書

長崎市告示第499号

令和8年1月22日及び同年2月6日付けの次の者に係る書類
(通知書)は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送
達ができないので、長崎市長(財務部収納課)が保管し、いつでも
送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月8日

長崎市長 鈴木 史 朗

番 号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住 (居) 所	氏 名
1	差押調書(謄本) 長収第調-6263号	長崎県長崎市坂本3丁目9番2 1-206号	LI PEILIN 李 佩霖(LI PE ILIN)
2	配当計算書(謄本) 長収第調-6757号	長崎県長崎市坂本3丁目9番2 1-206号	LI PEILIN 李 佩霖
3	以下余白	以下余白	以下余白
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過した
ときは、書類の送達があったものとみなされます。